市報 とおかまち

（昭和32年6月5日第3種郵便物認可）　定価一部 5円　発行 毎月 15日　発行所 十日町市役所

昭和45年 6月号

今月の納税

市民税（第1期）

国民健康保健料（第2期）

人口

男	23,875
女	25,978
計	49,853
世帯数	10,423

十日町公園基本計画

自然を生かした森林運動公園

桜ヵ丘公園（仮称）の公有地化から

十日町公園計画の説明会が去ったレクリエーション基地として る八日市役所で同公園期成同盟会役員、市会議員らをひ に関係者を集めて開かれました。

市では、農業の十日町公園計画について、昨年東京のセントラルコンサルタント株式会社に基本計画の作成を依頼していましたが、このほどその計画書ができあがり、同社、倉橋部長出次郎が来市して説明が行なわれたもの。以下はその主な内容です。

十日町市の都市の性格をみると、第二次産業の人口が増加、都市化の傾向をたどるにつれ、レクリエーションの必要性が今後ますます大きくなることが予想され、大規模緑地のレクリエーション開発が都市発展へのひとつの課題であろう。計画の地帯は、利用しやすい地形ではないが、施設をつくることは可能である。

したがって、十日町公園計画の性格は将来魚沼スカイライン奥地観光地帯との一帯性を持っ

十日町公園の全体計画では、百万（六十万坪）となっている 市の東側民有地一帯で面積約一 が、このうち適正な地域は公有

桜丘公園計画図

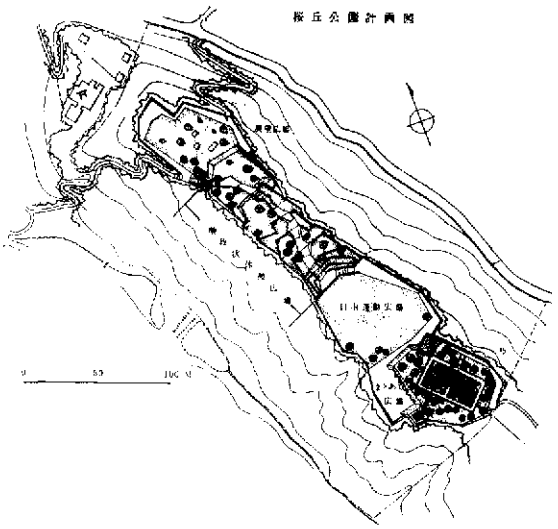

地化の問題もあって慎重化についてはつぎに掲げる桜ヵ丘公園 浅ヶ丘公園（仮称）を中心 とした森林運動公園など、市の 一般的情勢にマッチした公園緑 地系統の配置が軸である。

このため都市計画課では、本 年度から桜ヵ丘公園（仮称）の 用地買収を実施する計画で（財 団法人桜の会）（会長船田中） からも桜五百本の寄付が決まっ ています。

1、摩耗山公園

地区青少年育成センターを中心とする風致、教養公園とする。隣接の児童公園（財務事務所の厩山）と歩道橋で連絡し一連の利用を可能とする。

全域面積一・六ヘクタール、利用面積〇・四ヘクタール

2、児童公園

鉄棒、ブランコ、砂場等の遊具、自由運動広場を計画し、活動的な児童公園とする。休養型の愛宕山公園との一体的利用を考える。

全区域面積一ヘクタール、利用面積〇・二六ヘクタール

3、桜ヵ丘公園（仮称）

国有地の地形を生かして隠蔽状の公園とし、緑道配置、散策、

締め切りは三十日まで

どうぞご参加を

市内施設見学

去る十五日、市内認定こども園、農業小松武治さん（会長）は、十日町

見学希望者は、言語ハガキで、日までに市役所市長公室あてお申し込みください。なお見学期日について第一希望、第二希望までお書き下さい。

見学期日

七月十三日（月）十四日（火）十五日（水）十六日（木）毎回バス一台で見学します。

見学コースと時間

午前九時市役所前集合、勤労青少年ホーム、吉用小学校区産業構造改善事業ライスセンター、市内農産物見学を実施します。

1、南生センター、昭和ホップ園、南生学校新宿舎、市役所午後五時解散。

持参するもの

中食をご持参下さい。

その他

バスの定員は一台五十人ですから、今日現在で二百人程度する ことになります。目によって五十人を超えたときは、抽選によ り、見学日を調整することもあります。なお、遅れ入りますと、こどもの同伴は遠慮下さい。バス代金は無料です。

ツツガムシ病発生

信濃川流域は危険です

去る十五日、市内認定こども園、農業小松武治さん（会長）は、十日町

病院で血清検査を受けたところツツガムシ病とわかりました。

小林さんは、去月二十三日午前十時三十分頃、十日町自動車学校下付近の信濃川（浅瀬川との合流地点）で草とりをしておられたものです。

ツツガムシ病は、信濃川流域地方の風土病で、野ねずみに寄生するツツガムシ（体長〇・三ミリ位のダニ）により発病します。ツツガムシに刺されると四十度位の高熱が続き、全身にはしかのような赤い斑点ができ死亡率も高く危険です。これから草とりも、水に親しむことが多くなると思いますが、信濃川付近での草刈り、水遊びなどには十分ご注意ください。特に子供達を安全な場所に近づけないよう親の監視を徹底願います。

市議会の動き

第三回臨時市議会

五月十九日開会
同日閉会

議案処理結果

▽十日町市税条例の一部を改正する条例制定について

▽十日町市都市計画条例の一部を改正する条例制定について

▽昭和四十五年度十日町市一般会計補正予算について

▽昭和四十五年度十日町市国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算について

▽昭和四十五年度十日町市新水へき地出張所特別会計予算について

▽昭和四十五年度十日町市一般会計補正予算について

▽市道の変更について

▽市公営住宅の建設について

▽十日町市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

▽十日町市認定農業者審議会条例制定について

▽十日町市認定農業者審議会委員の委嘱について

▽十日町市農業委員会委員の選挙について

▽十日町市農業委員会委員の選任について

▽市国定資産評価審査委員丸山銀一氏を再任することに同意しました

▽市公営住宅の建設について

▽市公営住宅の建設について

▽十日町市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

▽昭和四十五年度十日町市一般会計補正予算について

▽昭和四十五年度十日町市国民健康保険特別会計補正予算について

▽昭和四十五年度十日町市一般会計補正予算について

▽昭和四十五年度十日町市国民健康保険特別会計補正予算について

▽昭和四十五年度十日町市一般会計補正予算について

▽昭和四十五年度十日町市一般会計補正予算について

▽昭和四十五年度十日町市一般会計補正予算について

▽昭和四十五年度十日町市一般会計補正予算について

▽昭和四十五年度十日町市一般会計補正予算について

▽昭和四十五年度十日町市一般会計補正予算について

▽昭和四十五年度十日町市一般会計補正予算について

以上四二件とも農業委員会、ほかに、以上の主なものとしては、市民会館建設費繰越金四十三万五千円、ロータリー除雪車購入費八百六十万円、田川農機師 建工事費追加五百万円、島一分 線舗装工事費追加二百万円、大 農沢御岳隧道補償金追加三百万 円などとなっています。

第二回定例会

六月十一日開会
十二日閉会

議案処理結果

▽公営委員会委員の選任について

▽十日町市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

▽十日町市税条例の一部を改正する条例制定について

▽市国定資産評価審査委員丸山銀一氏を再任することに同意しました

▽市公営住宅の建設について

▽市道の変更について

▽市公営住宅の建設について

▽十日町市農業委員会委員の選挙について

▽十日町市農業委員会委員の選任について

▽市国定資産評価審査委員丸山銀一氏を再任することに同意しました

▽昭和四十五年度十日町市一般会計補正予算について

▽昭和四十五年度十日町市国民健康保険特別会計補正予算について

▽昭和四十五年度十日町市一般会計補正予算について

▽昭和四十五年度十日町市新水へき地出張所特別会計予算について

大火70周年行事終わる

去る十日の大火記念日を中心 とする大火記念特別防火週間は 市役所前広場の火防祈願祭、防 火市中パレード、飛行機による 空中防火宣伝、記念講演など多 彩な行事を展開、防火についての 認識を深め十八日終わりました。市民の皆さんのご協力あり がとうございました。

【写真は火防祈願祭・挨拶している村山市長】

千歳公園完成

約千坪二百十万円で実施した もので、市役所裏側に位置し部

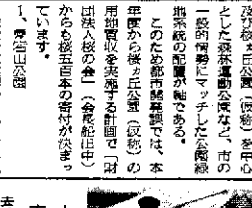

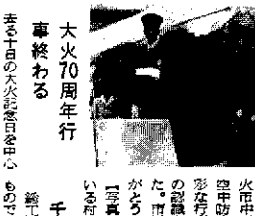

農業経営など意向調査を実施

資料とするものです。

市農業委員会では、農家を対象に農業経営に関する意向調査と農業後継者の意向調査を実施します。この調査表は裏面を経営主が、裏面をあとどりが記入することになっており、六月二十五日とりまとめ、その結果を後日、市報に公表します。

この調査内容は最近、年々多くの農業労働力が流動し、十日町でもいわゆる「挙家離農」といわれる現象が生じていますが、この現象は、今後どのような経路をたどり、どのような地域で生じようとするのか、一般化する可能性があるのか、農業を続けて行くには今後どのような補償を望んでいるかなど、農民のための資料をたてる基礎

リーフレットは他の風致に容易に転用し得る素朴な洗練さ

金成十七・七ヘクタール

▽先般、関光機械株式会社より

十日町公民館に役立てて下さいということで五十万円の寄付がありました。また、船口敬太郎氏より二万円の寄付がありました。

庭野清平氏

市内鳥、庭野清平氏は去る三 十一日交通事故で県平十日町病 院で入院中五日午前二時死去さ れました。七十五才。庭野氏は 昭和十二年四月十日町警察署巡 査となり同二十二年五月から町 村合併の二十九年三月まで町議 員を務めました。竹内茂氏、武田文雄氏（顧問）

いっせい街頭指導

十日町警察署

十日町警察署では、最近の交通事故の多発にかんがみ、いっせい街頭指導を去る四日実施しました。今回は特に交通違反の取締りなどを厳密に行なわれましたが、本町日夜通りの松田工事もあって、交通がますます混雑してきますので、ご協力願います。

自衛官の募集

昭和四十五年度の自衛官（医 海、空）を募集しております。 心募者は、手続などのくわしい ことは役所市民課へおたずねく ださい。

主任配管工の受験手続

日本水道協会県支部では、主任 配管工の資質向上のため、つぎ に該当するものについて試験を 行ないますから、七月二十日まで に所定手続きをしてください。

（受験資格）

新潟県配管内に居住し、次に 該当するもの。

1、高等学校または旧制中学校 もしくは これと同等以上の 学校において、土木二学または機械工学もしくは衛生工学 に関する学科を修め、二年以 上水道工事の実務経験を有する者。

2、五年以上給水工事の実務経 験を有する者。

3、職業訓練法による配管技能 を修了し、三年以上給水工事 の実務経験を有するもの。

（受験手続）

1、受験願書の提出

2、書類の添付

①履歴書②住民票抄本③写真 ④資格証明書

なお規程の施行日（四十五年 四月十八日）現在、各市町村で 主任配管工の資格を有する者 （資格の名称にかゝわらず。それ ぞれの市町村における所定の 資格を有する者）は、その資格 を取得した市町村に規定した、 この規定による資格を取得した のとみなす。この場合当該主任 配管工の資格を有する者は、証 明証の交付をそれぞれ資格を取 得した市町村を経由して申請す ることになっています。

請求権は七月十三日までに

戦没者の父母等により十万円の国 債が支給される対象遺族の請求 権は本年七月十三日をもって時 効により消滅することになりま す。これに該当する遺族であっ て未請求の方は至急市社会福祉 事務所へ手続にお出で下さい。

停電のおしらせ

六月二十四日（十三時から十七 時まで）

〈区域〉

上野田～原村～二十日城～石野 ～戸野～反里目～桑原～魚衣～ 仁之山～岡野～鍛入～塩野～新 興～新光寺～水口。

六月二十七日（二時～三十分から 五時三十分

県、市合同で352工場を実施

公害特定施設の実態調査

市では、県庁公害課と合同で、一日から五日まで、市内の三百五十二工場を実態調査しました。この調査は、従業員四名以上の工場を抽出して行なったもので、県公害防止条例に定められている特定施設が、本市域でどのようになっているかを水質汚濁、騒音、振動、ガス、臭気などを重点に行なったものです。

この結果は、あと十日町市公害防止協議する基礎調査報告書として公表します。調査で防止した工場をはじめ、皆さま方のご協力ありがとうございました。

【公害対策について座談会】

公害特定施設の実態調査を終了した五日の午後三時から引きつづいて市役所で座談会を開きました。この座談会は、「県公害防止条例と公害対策」をテーマに実際に調査を担当した県庁公害課職員を含め、市議会、議界、市農協など市民代表から当市における公害対策について話し合いが行なわれましたが、以下はその要旨です。

▼昨年十月一日施行した県公害防止条例は、県の公害行政の姿勢を示したもので、合わせて規制の役目を持つことになっていますが、今回の調査で大気汚染、水質汚濁、騒音などの特定施設の調査を当市で行なった理由については、

県公害課では「いままでに県下で新潟市、三条市を調査した。十日町市では、都市の再開発進めているが、あらかじめ公害問題に対処するため行なったものです。秋には長岡市を実施する予定だ。」

▼また県公害防止条例に定める特定施設について、

「十日町市は、繊物が主産業で、関連機械が主となる。たとえば、織機、染色機、精練機など。しかし、実態調査の結果、イタリー式漂白機が特定施設に入っていないのは、地域の実情がある。」

▼出機は県公害防止条例の対象になるかについては、

「今回の調査は、出機を対象外として、従業員四名以上の工場を抽出して行なった。条例適用の面では、題材ならば考えられるが、ただ規制するという考えだけでなく、全市的な立場でどうあるべきかを今後、きびしくりたさなければならない」と思う。」

▼業者としての対策は、

「公害対策に誠意を持って前向きの姿勢で検討している。」

▼なお実態調査と用途指定地域との関連は、

「全く別個のものだということです。」

ちなみに、昨年度、市役所への苦情申し立ては、騒音について四件、水質汚濁について二件ありました。このような公害問題は、市民側の発展とあいまってますます複雑化してくることが予想されます。今後、都市計画の一環としての長期的な水対策また騒音、振動に対処するための環境的な防音対策など、この実態調査を手がかりに進めていくことになります。

ハイオクの使用

自粛にご協力を

ガソリンの値公害について、全国的に対策が急がれていますが、県ではこのほどハンオクを使用しているのは、早朝にレギュラーガソリンにかわり替えるよう各市町村に通達しました。市でも、一部ハイオクを使用していた公用車について、直ちにレギュラーガソリンに切り替えることとしたほか燃料についてもB級油からA級油を使うことになりました。現在保管されているハイオクは、性能アップを図るための四エチル鉛が添加されていますが、これが公害として問題視されるわけで、皆さんの使用自粛をお願いします。

公害問題シリーズ①

公害とは

公害は現在大きな社会問題となっています。これは他人に迷惑を掛ける行為の問題ではなく、市民一人一人の身近な問題です。そこで今月から毎月公害問題シリーズを掲載することにしました。

——「公害の範囲」について説明してください——

【答】「公害」という言葉によって意味しようとする範囲は、人為的原因による被害である点を除けば、人によって相当の差異があります。

しかし昭和四十二年公害対策基本法が制定され、この法律で対象とする「公害」の範囲を次のように明定しました。

公害活動その他、人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気の汚染②水質の汚濁③騒音④振動⑤地盤の沈下⑥悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずるとき「公害」と定義しました。

「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含むものと規定しました。

従って、しばしば社会的に「公害」と呼ばれる事象であっても、建築物による日照の阻害、ラジオ、テレビ等などの受信を妨げる電波障害、事故による地盤の水田流入による農作物の被害などの事象は、この法律の対象とはされないとなっています。

この法律で定めた「公害」と異なる意味の「公害」という用語を使用することは自由ですが、政府において「公害」という用語を用いるときは、法律に定義されたところを意味するものとされ、また新潟県でも「公害の範囲」を公害対策基本法と同様のものとして条例で定めています。従って国・県・市などの行政機関で用いる「公害の範囲」は、公害対策基本法によって規定された意味内容に統一されているわけです。

（都市開発課）

盛況だった県展

第二十五回県展（県美術展）が、十二日から五日間市民体育館で開かれました。地元で開かれたのは初めてで、美術愛好者の期待などの緊張のうちに終わりました。地元入選者はつぎのとおり。

【書道】▽県展賞＝（飯田八仁）【短歌】水野剛秋（水野町）【彫刻】▽県展賞＝（岳と子）勝巻秀正（金西町）【洋画】▽入選＝（作品二）堀水仁（絵明町）（十日町郵外）田中清（西田町）【版画】▽入選＝（内田）【写真】▽入選＝（おでかけ）（田沼）【私立書】▽入選＝（小林雄二（田中町）（工場）（本町）他三点。

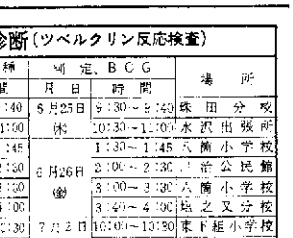

カメラルポ

市道山高線をアスファルト舗装

山高線のうち、このほど鉄道線路から跨線の延長百六十一・五間、巾員七・二六間を総工費約二百十五万円でアスファルト舗装しました。

市民釣り大会

第十四回市民釣り大会が、きわめに晴れあがった六日、七日の両日市内各地で開かれました。六日は一般の部、七日は子供の部の腕を競いあいました。その結果、一般の部一等は江東彫刻作さん（自力二・五キロ）、子供の部一等は村山義則君（二キロ）でした。以下成績はつぎのとおりです。（三位まで）

一般の部

一等（大会賞）

二・五キロ

本町二丁目　江原　彫作

二等・二・五キロ

北新田　昆物　誠一

三等

泉町　一・七キロ　小林　豊

子供の部

一等　二・〇キロ　村山　義則

二等

十日町中学校　一・九キロ　保坂　浩彰

三等

十日町中学校　高橋　秀二　一・九キロ

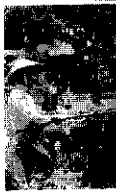

一表彰式風景

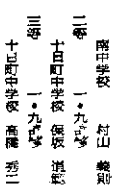

魚釣り風景

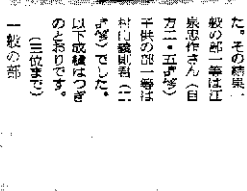

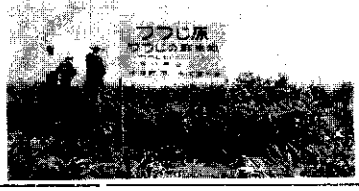

つつじ原

水沢簡工会（丸山岡政会長）では十日、伊達つつじ原の根張を行ないました。ことは県下に知れわたったつつじの名所ですが、水沢簡工会では、さらにつつじをふやそうと五年前から雑木を刈り払い、つつじの苗木を育てておりますが、今年で三年のつつじ林となり今をさかりと咲きほこっています。

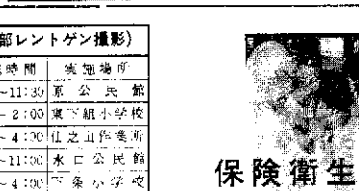

保険衛生だより

業対象者、十日町市内に在住する30才未満の独身者

住し職場で実施する者は省く

1．対象者は十日町市内に在住をしている一般市民（ただ本人の職場で実施する者を除く）
2．実施場所は各人にあってもっとも都合のよい分場で受けて下さい。1年に1度は必ずレントゲン検査を受けましょう。
3．当日は必ず各家庭の健康手帳を持参して下さい。配布されておらない方は受付に申し出て下さい。

結核定期健康診断（胸部レントゲン撮影）

実施区域	実施月日	実施時間	実施場所
下条地区 下条小学校区	6月29日（月）	9:00～11:30	原公民館
東下組小学校区		1:00～2:00	東下組小学校
仕之山部落		4:00～4:30	仕之山作業所
下条小学校区	5月30日（土） 7月4日（土）	9:00～11:00 1:00～4:00	水口公民館 下条小学校
中条地区 中条小学校区	7月8日（水） 7月9日（木）	1:00～4:00 1:00～4:00	中条小学校 中条中学校
大井田小学校区	7月13日（月）	1:00～4:00	大井田小学校
三箇地区 稲葉部落	7月14日（火）	9:00～9:30	稲葉公民館
山谷部落		11:00～12:00	吉田小学校
小泉部落		1:00～2:30	吉田中学校
水沢地区 水沢小学校区	7月7日（水）	1:00～2:30	伊達観音堂
		3:00～5:00	水沢自治所
太田島部落	7月15日（水）	1:00～2:00	太田島公会堂
組尾（天丸、池之町、清雲、部落）		2:30～4:00	組尾公民館
川治地区 北新田部落	7月19日（水）	1:00～2:00	南中学校
	7月6日（月）	1:00～4:00	川治小学校
十日町地区	7月2日（木）	9:00～12:00	青少年ホーム
		1:00～3:00	一日町中学校
	7月3日（金）	9:00～12:00	高田町4丁目 丸山二番町集会所
		1:00～3:00	組町町4丁目 市役所千代和館
	7月10日（金）	9:00～12:00	十日町製糸工場
		1:00～4:00	十日町保健所
	7月11日（土）	9:00～12:00	南文八幕学園
		1:00～4:00	十日町土木事務所
飛渡地区 用変部落	7月16日（水）	10:00～12:30	福崎春造氏宅

結核定期健康診断（ツベルクリン反応検査）

実施区域	ツベルクリン接種 日時		判定、BCG 日時		場所
水沢地区	5月23日（火）	9:30～9:40	5月25日（木）	9:30～9:40	珠田分校
		10:30～11:00		10:30～11:00	水沢出張所
東川地区	6月24日（水）	1:30～1:45	6月26日（金）	1:30～1:45	大厩小学校
六箇地区		2:00～2:30		2:00～2:30	上新公民館
		3:00～3:30		3:00～3:30	大厩小学校
		3:40～4:00		3:40～4:00	塩之又分校
下条地区	6月30日（火）	10:00～10:30	7月2日（木）	10:00～10:30	東下組小学校
		10:45～11:30		10:45～11:30	下条出張所
大井田地区 中条小学校区	7月1日（水）	2:15～3:00	7月3日（金）	2:15～3:00	中条公民館
三箇地区 大井田小学校区		1:30～2:00		1:30～2:00	大井田小学校
十日町地区 大池	7月7日（火）	9:30～9:45	7月9日（木）	9:30～9:45	大池分校
赤倉		10:30～10:45		10:00～10:15	赤倉分校
軽沢		11:00～11:15		11:00～11:15	軽沢分校
吉田地区 吉田小学校区		1:30～2:00		1:30～2:00	吉田小学校
鐙島小学校区		2:15～3:00		2:15～3:00	鐙島小学校
真田小学校区		3:15～3:30		3:15～3:30	真田小学校
本町2丁目1、本町2、3、4、5、6、8、9、10、11、番町1、明町2、3、西寺町、七軒町、加賀町、鍛冶町、駅通り、西新町、水野町、新高町、荒神町、学校町、中原町、田川町1、2、3、江道、城倉、湯沢	7月8日（水）	2:15～3:30	7月13日（金）	2:15～3:30	市民体育館
新潟小学校区		1:30～2:00		1:30～3:00	新潟小学校
本町1上、下、第1、裏町西、高田町2、3、3東、高田町3西、2南、丸山町、昭和町、東町、千代田町、桜、高山1、2、3、4、5、7、柴町、春日町1、2、3、高山町4、5、山本町5、千歳町、幸町1、2、3、4	7月14日（火）	9:30～11:00	7月16日（木）	9:30～11:00	十日町市役所
本町4、6、6下町1、2、4、岡町町1、2、角間町、塩殿町1、2、3、下日本通り1、2、北新町1、2、3、4、5、6、7、日町通、南横町、本通り	7月15日（水）	2:00～3:00	7月17日（金）	2:00～3:00	本町六丁目 天満教北組分教会